



重要 親 展

差出人



三井住友信託銀行 SUMITOMO MITSUI TRUST BANK

年金信託部

〒560-8570

TEL (06)6833-4832

確定申告に使用する重要なお知らせです。

年分 公的年金等の源泉徴収 税 支給者

受支住所又は居所		受給者番号		支払金額		源泉徴収税額	
受取扱名				円		円	
所 得 税 法 第 203条の3 第1号適用分	所 得 税 法 第 203条の3 第2号適用分	所 得 税 法 第 203条の3 第3号適用分	所 得 税 法 第 203条の3 第4号適用分				
特 別 その他の障害者	老年者	特別寡婦	寡夫	一般	老人	特定老人	その他(うち同居)
障 傷 者						人	人
控 除 対 象 配 偶 者	区分	控除対象扶養親族	扶養親族	人	人	人	人
源 泉 控 除	氏 名	1	1	1	1	1	1
支 払 者	支 払 者	2	2	2	2	2	2
(摘要)							
支 払 者	支 払 者	法人番号	所在地	名 称	名 称	名 称	名 称
(電話)							

公的年金等の源泉徴収票のご案内

令和元年(2019年)中にお支払いいたしました年金の「公的年金等の源泉徴収票」をお送りいたします。確定申告の際にご使用ください。

【確定申告の期間】：2月17日(月)から3月16日(月)

※確定申告のお手続きや書類の記入方法などにつきましては、お近くの税務署へお問い合わせください。また、確定申告に関するご留意事項などを裏面に記載しておりますのでご覧ください。

※受給者様からのよくあるご質問と回答を弊社ホームページへ記載しております。是非ご覧ください。

- ① 検索で「三井住友信託 受給者」を入力
 - ② 「企業年金の受給者さまからよくあるご質問と回答」

《ご注意》

- (1)ご住所・ご送金先等の各種変更手続きや年金の内容に関するお問い合わせにつきましては、基金様もしくは会社様へご連絡いただきますようお願いいたします。

(2)万一、受給者様がお亡くなりになられた後で本書が届いた場合には、
基金様もしくは会社様へご連絡いただきますようお願いいたします。

(3)平成30年分以前の源泉徴収票は、修正申告などにご利用ください。

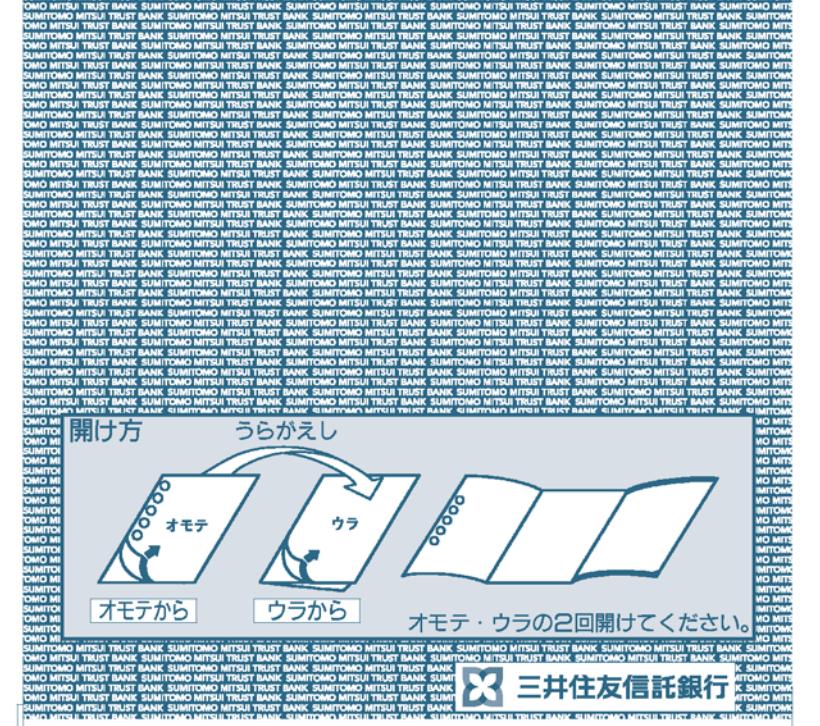
(4)令和元年(2019年)分の源泉徴収票が複数枚到着した方は、「令和元年(2019年)に複数の年金制度から年金をお受け取りになった」または「お受け取りの年金制度が令和元年(2019年)中に変更となった」方ですので、合算してご利用ください。

(5)平成25年分以降の源泉徴収税額に関しましては、復興財源確保法に基づく税額(復興特別所得税)が含まれております。

(6)厚生年金基金の年金を受給されていない方は、扶養親族等申告書をご提出いただけませんので、扶養親族等申告書に関する欄はブランクとしております。

お電話にてご照会の際は、次のご照会番号をお伝えください。

※昭会番号(三井住友信託銀行年金信託部 専用)



《確定申告について》

(1) 年金の所得金額は、その年に受けたその他の所得とともにご自分の住所地を所轄する税務署へ申告し、その納税額を納付します。源泉徴収された税額がある場合には、納税額との過不足を精算することになります。

(2) 公的年金等の収入金額が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の場合、確定申告のお手続きの必要はありません(*).

なお、確定申告の必要がない場合でも、確定申告により源泉徴収税額の還付を受けることができる場合もあります。

(*)外国の制度に基づき国外において支払われる年金などを受取られている場合には、確定申告不要制度の適用はできません。

(3) 確定申告は、2月17日(月)から3月16日(月)までの間、税務署で受け付けています。なお、還付を受ける方の申告は、2月14日(金)以前から受け付けています。

4)e-Taxについて

e-Taxのご利用により、インターネットでの確定申告が可能です。

e-Taxの詳細につきましては、国税庁のホームページをご参照ください。

[e-TaxホームページURL] <https://www.e-tax.nta.go.jp/>

(5) 平成31年4月1日以降の確定申告書の提出において源泉徴収票の添付は不要となりましたが、確定申告書に源泉徴収票の内容を記載する必要がありますので、源泉徴収票は大切に保管しておいてください。

詳しくは、お近くの税務署へお問い合わせください。

社会保障・税番号（マイナンバー）制度について

所得税等の確定申告書または住民税申告書を提出する際は、申告の都度、

マイナンバー(12桁) の記載が必要です！

本人確認書類 の提示または写しの添付が必要です！

【本人確認書類の例】 例① マイナンバーカード

例② 通知カード+運転免許証などの顔写真付身分証明書など

確定申告書は国税庁ホームページで作成できます

- 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、申告書等を作成できます。また、作成した申告書等はe-Taxを利用して送信することができます（印刷して郵送等により提出することもできます）。
- マイナンバーカードを取得し、ICカードリーダライタを準備すれば、マイナンバーカードを利用して、e-Taxにより送信することができます。
- 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。
www.nta.go.jp

確定申告
検索

源泉徴収票の個人番号(マイナンバー)について

受給者様へお送りいたしました源泉徴収票には個人番号(マイナンバー)を表示しておりません。公的年金等の支払者は源泉徴収票を2通作成し、1通を受給者様へ、もう1通を税務署長へ提出することとなっておりますが、個人番号(マイナンバー)は税務署長へ提出する源泉徴収票のみへ表示することとなっているためです。

確定申告時に源泉徴収票の添付
が不要となったことに伴い、当該説明書きを追加しております。